

福井市林道維持地域活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市林道維持地域活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 持続的な森林経営を実現するため、地域住民が集落にある林道において、共同で側溝の土砂上げ、草刈り等の維持管理に取り組むことにより、車や通行人の交通安全の確保及び林道災害の未然防止に努めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「林道」とは、森林・林業基本法第12条により、森林の適正な整備を推進するため、森林の施業を効率的に行うための施設とし、福井市林道管理規則第2条で定められた市が管理する林道台帳に登録された林道とする。

(事業主体)

第4条 事業主体は、本市が管理している林道が存在する集落の自治会長とする。

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、本市が管理している林道において行われる次の地域活動とする。

ただし、以下の要件を満たしていること。

- (1) 地域活動が他の農林水産関係補助事業と重複しないこと。
- (2) 別表第1に掲げる活動であること。
- (3) 別表第1の(1)及び(2)においては、地域活動の作業延長が50メートル以上であること。

(別表第1)

| | 地域活動 | 具体的内容 |
|-----|---------|---|
| (1) | 側溝の土砂上げ | 林道内にある排水構造物(側溝、横断溝等)の土砂上げ |
| (2) | 草刈り | 林道の路肩・のり面部の草刈り なお、補助対象の草刈り範囲は、路肩・のり面より2メートルの範囲とする。 |
| (3) | 路面の整正 | 路面の敷砂利 路面の敷コンクリート 路面の土砂除去(委託のみ) 路面の土砂盛土(委託のみ) 路面の不陸整生(委託のみ) |

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(別表第2)

| | 補助対象経費 | 内容 |
|-----|--------|--|
| (1) | 消耗品 | 補助対象となる消耗品は、用途が明確なものに限り補助対象とし、領収書を整理・保管すること。 |
| (2) | 原材料 | 補助対象となる原材料は、入庫伝票、出庫伝票及び受払簿 |

| | | |
|-----|-----|---|
| | | を作成し、受払日年月日及び数量を正確に記録し、整理・保管すること。 |
| (3) | 人件費 | 補助対象となる人件費は、共同作業の出役手当てとし、作業前、作業中、作業後の写真(100メートル当たり1箇所分)作業日報を作成し、整理・保管すること。 |
| (4) | 委託費 | 補助対象となる委託費は、別表第1の(3)について福井市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された業者に委託する費用とし、写真(作業前・作業中、作業後)出来形、見積書、契約書、請求書、領収書を整理・保管すること。 |
| (5) | 賃借料 | 補助対象となる賃借料は、側溝の土砂上げのために地元自治会に発生する重機の賃借料(燃料代を含む)とし、作業中の写真、借料の明細が確認できる書類、領収書、作業日報を作成し、整理・保管すること。 |

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第3のとおりとし、予算の範囲内で補助する。

ただし、同一年度中に補助を受けられる回数は1自治会あたり1路線ごとに1回とし、補助限度額は400,000円とする。別表第1の(3)のうち路面の土砂除去、路面の土砂盛土、路面の不陸整正に限り追加で申請する事もできるものとするが、補助限度額の合計は400,000円とする。なお、複数の林道が存する自治会においては、その合計の補助上限額を800,000円とする。

(別表第3)

| | 地域活動 | 補助金の額 |
|-----|---------|--|
| (1) | 側溝の土砂上げ | 実行経費もしくは、市の設計額のいずれか安価な額とし、人力によるものは40,000円、重機によるものは60,000円を上限とする。 |
| (2) | 草刈り | 実行経費もしくは、市の設計額のいずれか安価な額とし、40,000円を上限とする。 |
| (3) | 路面の整正 | 実行経費もしくは、市の設計額のいずれか安価な額とし、400,000円を上限とする。 |

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助事業に着手する前までに、林道維持地域活動支援事業交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。また、毎年度の提出期限は2月20日までとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実施計画書(様式第1号-1)
 - (2) 収支予算書(様式第1号-2)
 - (3) 施工予定位置図
 - (4) 現地写真(側溝の土砂上げ、路面の土砂除去、路面の土砂盛土、路面の不陸整正のみ 100メートル当たり1箇所分(ただし施行延長が400mを超える場合は4箇所以上とする))
 - (5) 見積書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金交付決定前の着手)

第9条 交付金の交付を受けて事業を実施する場合の事業の着手は、原則として市長から

の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ、その理由を具体的に付して、林道維持地域活動支援事業交付決定前着手届（様式第2号）により届け出ることとする。

（交付決定）

第10条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、林道維持地域活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に林道維持地域活動支援事業変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第4号-1）をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 事業を中止し、又は廃止したとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定及び第13条により補助金の交付決定を取り消したときは、規則第15条第3項の規定により、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第5号-1）を補助事業者に通ずるものとする。

（中止又は廃止）

第13条 交付決定の後、補助事業者は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、林道維持地域活動支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。

（1） 事業を中止し、又は廃止したとき。

（2） 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難なとき。

（3） 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに林道維持地域活動支援事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 補助事業の実績書（様式第6号-1）

（2） 収支決算書（様式第6号-2）

（3） 施行位置図（参考様式）

（4） 作業前、作業中、作業後の写真（100メートル当たり1箇所分（ただし施行延長が400mを超える場合は4箇所以上とする））（参考様式）

（5） 施行延長が分かる写真（参考様式）

（6） 作業日報（参考様式）路面の整正の場合は出来形

（7） 消耗品の領収書、原材料受払簿、人件費の受領書、委託の場合は契約書、請求書、

領収書、賃借料の場合は借料の明細が確認できる書類、領収書

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第 1 2 条の規定により、交付する補助金の額を確定し、林道維持地域活動支援事業補助金額確定通知書(様式第 7 号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第 16 条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 1 4 条の規定により、林道維持地域活動支援事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者から概算払又は前金払による補助金交付請求書が提出された場合には、規則第 1 4 条第 2 項の規定により、市長が特に必要があると認められるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

(関係図書の保存)

第 17 条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。